

第 1 1 動力消防ポンプ設備

I 概要

動力消防ポンプ設備は、屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備と比較して、使用方法が複雑であるため、訓練等により操作に習熟した従業員等が常駐できる施設に限って設置することが望ましい。

1 構成

動力消防ポンプ設備は、その放水能力（消火能力）に応じて、火災が建築物の構造体に及んだ段階に対応して設置する点では屋内消火栓設備と同様の機能を果たし、火災が建築物全体に及んだ段階若しくは隣接建物への延焼防止の段階に対応して設置される点では屋外消火栓設備と同様の機能を果たす消火設備であり、動力消防ポンプ、ホース、ノズル、吸管及び水源により構成されている。（第 1 1－1 図参照）



消防ポンプ自動車



可搬消防ポンプ

第 1 1－1 図

2 用語の意義

- (1) 動力消防ポンプとは、ポンプ、ポンプ駆動用の内燃機関又はこれらと同等以上の性能を有する機関その他の必要な機械器具から構成される消防の用に供するポンプ設備をいう。
- (2) 消防ポンプ自動車とは、ポンプが自動車（道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の車台に固定された動力消防ポンプをいう。
- (3) 可搬消防ポンプとは、ポンプが車両を使用しないで人力により搬送され、又は、人力により牽引される車両若しくは自動車の車台に取り外しができるように取り付けられて搬送される動力消防ポンプをいう。

Ⅱ 細目

1 設置場所★

動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、政令第20条第4項第4号の規定によるほか、設置する水源ごとに、当該水源の直近（おおむね3m以内）で、かつ、火災、雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。

2 性能

政令第20条第3項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）」の別表に規定する規格放水性能時における規格放水量以上であること。（第11-1表参照）

第11-1表

	放水性能			
	規格放水性能		高圧放水性能	
	規格放水圧力 (MPa)	規格放水量 (m ³ /min)	高圧放水圧力 (MPa)	高圧放水量 (m ³ /min)
A-1	0.85	2.8 以上	1.4（直列並列切換え型のポンプは1.7）	2.0（直列並列切換え型のポンプは1.4）以上
A-2	0.85	2.0 以上	1.4（直列並列切換え型のポンプは1.7）	1.4（直列並列切換え型のポンプは1.0）以上
B-1	0.85	1.5 以上	1.4	0.9 以上
B-2	0.7	1.0 以上	1.0	0.6 以上
B-3	0.55	0.5 以上	0.8	0.25 以上
C-1	0.5	0.35 以上	0.7	0.18 以上
C-2	0.4	0.2 以上	0.55	0.1 以上
D-1	0.3	0.13 以上	—	—
D-2	0.25	0.05 以上	—	—

3 水源

水源は、政令第20条第4項第1号及び第3号の規定によるほか、次によること。

- (1) 地盤面下に設けられている水源の場合は、地盤面の高さから4.5m以内の水量を有効水量とすること。★
- (2) 他の消防用設備等の水源とは併用しないこと。★
- (3) 水源水槽の材質は、第2 屋内消火栓設備Ⅱ. 2. (4)を準用すること。

4 器具

- (1) 吸管は、前3に定める水源を有効に使用できる長さのものを設けること。★
- (2) 消防用ホースは、設置する動力消防ポンプごとに、当該ポンプの放水口に結合できるものを設けること。
- (3) 政令第20条第4項第2号に規定する消防用ホースの長さは、当該動力消防ポンプ設備のホースを展長させたものに放水距離（当該動力消防ポンプ設備の第11-1表に掲げる放水性能で放水した際における実測値）を加えた範囲により、当該規定に定められた放水範囲の各部分を有効に放水できる長さとする。
- (4) ノズルは、第10 屋外消火栓設備Ⅱ. 7. (1). ウを準用すること。

5 表示★

- (1) 動力消防ポンプの設置場所には、動力消防ポンプの設置場所である旨を表示すること。
- (2) 水源には、動力消防ポンプ設備用の水源である旨を表示すること。

6 その他★

- (1) 屋内消火栓設備の代替として設置する場合は、建物内に容易に進入できる出入口を設けること。
- (2) 屋外消火栓設備の代替として設置する場合は、B・3 級以上のポンプとすること。